名　称　東京新海面処分場Dブロック E
位　置
所在地　京浜港東京区（一五号地南信号所の南南西方約四・三キロメートル）
北　緯　三五―三四―三五
東　経　一三九―四九―一六
撤去年月日　平成二十三年三月二十七日
記　事　一時変更

名　称　東京新海面処分場Dブロック F
位　置
所在地　京浜港東京区（一五号地南信号所の南南西方約四・二キロメートル）
北　緯　三五―三四―四一
東　経　一三九―四九―一二
撤去年月日　平成二十三年三月二十七日
記　事　一時変更

名　称　東京新海面処分場Dブロック G
位　置
所在地　京浜港東京区（一五号地南信号所の南南西方約四・一キロメートル）
北　緯　三五―三四―四六
東　経　一三九―四九―〇八
撤去年月日　平成二十三年三月二十七日
記　事　一時変更

○海上保安庁告示第百二十二号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年六月十六日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

○関東地方整備局告示第二百九十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年六月十六日

関東地方整備局長　下保　修

一　登録番号　関東地方整備局長　1

名　称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域 A 灯浮標
位　置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・三キロメートル）
北　緯　三五―三七―三四
東　経　一四〇―〇〇―二八
廃止年月日　平成二十三年三月二十九日

名　称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域 D 灯浮標
位　置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・五キロメートル）
北　緯　三五―三七―四五
東　経　一四〇―〇〇―四三
廃止年月日　平成二十三年三月二十九日

名　称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域 G 灯浮標
位　置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・〇キロメートル）
北　緯　三五―三七―三三
東　経　一四〇―〇〇―五七
廃止年月日　平成二十三年三月二十九日

名　称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域 J 灯浮標
位　置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約六・八キロメートル）
北　緯　三五―三七―二二
東　経　一四〇―〇〇―四三
廃止年月日　平成二十三年三月二十九日

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　財団法人茨城県建築センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	長谷川幸正
変更後	野澤　謙次

(2)　変更年月日　平成二十三年五月三十日

○関東地方整備局告示第二百九十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年六月十六日

関東地方整備局長　下保　修

一　登録番号　関東地方整備局長　3

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　財団法人群馬県建設技術センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	松浦　幸雄
変更後	―

(2)　変更年月日　平成二十三年五月九日

四(1)　役員の氏名の変更

変更前	―
変更後	清水　聖義

(2)　変更年月日　平成二十三年五月十日

○関東地方整備局告示第二百九十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価の業務を行う区域の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年六月十六日

関東地方整備局長　下保　修

一　登録番号　関東地方整備局長　5

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　一般財団法人さいたま住宅検査センター